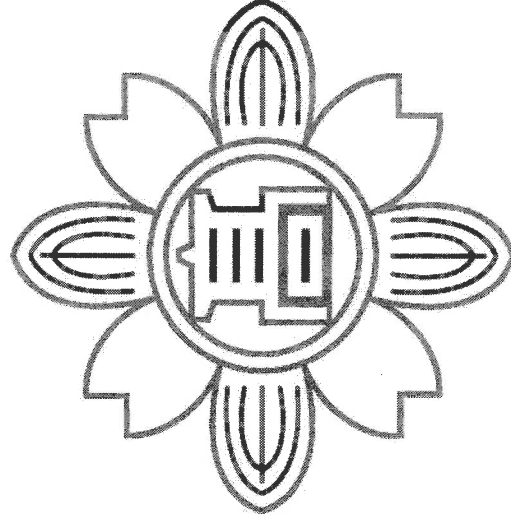


令和6年度
大阪府立農芸高等学校PTA

総 会



日 時 令和6年5月18日(土)
午後1:30~2:30

会 場 大阪府立農芸高等学校
みのりホール

PTA 総会 次第

1. 会長挨拶 志摩 実穂
2. 校長挨拶 浦 展諭
3. 議長選出
4. 議題
 - 1号議案 令和5年度事業報告
 - 2号議案 令和5年度決算報告・監査報告
 - 3号議案 令和6年度役員選出
 - 4号議案 令和6年度事業計画(案)
 - 5号議案 令和6年度予算(案)
 - 6号議案 規約等の改正
 - ・大阪府立農芸高等学校 PTA 規約改正(案)
 - ・大阪府立農芸高等学校 PTA 慶弔規定改正(案)

月	日	役員会・委員会	広報委員会	日	研修委員会	農芸祭委員会		
5	11	第1回会議 各種委員分組分け	11	作業予定決定 前期内容考案	11	各科の研修内容考案 11	11	権し内容考案
6	8	第2回会議			8	社会見学内容考案		
7	13	第3回会議	13	前期画像原稿決定				
9	7	第4回会議	7	後期内容考案	7	社会見学の案内		
	27	体育祭前日差入れ						
10	12	第5回会議	12	前期最終チェック	13	P科ハイクアップ作り	12	詳細決定
11	9	第6回会議					9	最終打合せ
	11	農芸祭準備					11	準備・アトラクション設置
	12	農芸祭					12	農芸祭
12	14	第7回会議	14	後期画像原稿決定				
	5	社会見学						
1	11	第8回会議	11	後期最終チェック				
2	15	第9回会議 (役員会のみ)			2	Z科ソーセージ作り		

2号議案

令和5年度大阪府立農芸高等学校(PTA会計)決算書

No.162585

(単位:円)

【収入の部】

科目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	2,137,349	2,137,349	0	前年度会計より
会費	2,502,000	2,498,000	▲ 4,000	生徒 586名 × 4,000円 = 2,344,000円 職員 77名 × 2,000円 = 154,000円
繰入金	0	0	0	
負担金	100,000	175,800	75,800	PTA向け社会見学会参加者負担分 他
雑収入	500	55,550	55,050	農芸祭用サテンシール代(同窓会より)
振込手数料	0	4,620	4,620	
合計	4,739,849	4,871,319	131,470	

【支出の部】

科目	予算額	決算額	残額	摘要
分担金	150,000	51,190	98,810	大阪府高等学校芸術文化連盟分担金等
負担金	550,000	460,423	89,577	全国高PTA連絡責任補償制度掛金、大阪府PTA協議会入院見舞金負担金等
旅費	300,000	9,060	290,940	近畿地区高等学校PTA連合大会大阪大会参加交通費
事務通信費	250,000	204,655	45,345	インターネット・プリンク・サーwis手数料、情報配信ライオンズ・スクール利用料等
PTA慶弔費	100,000	21,000	79,000	HY実母(香料・供花代)
会費	20,000	0	20,000	(支出無し)
研修費	250,000	305,905	▲ 55,905	PTA社会見学会開催費用[R5年12月5日開催]等
印刷費	300,000	234,960	65,040	PTA新聞(89・90号:900・800部)印刷・発行代
運営費	200,000	11,312	188,688	レジスター購入代等
厚生費	100,000	102,613	▲ 2,613	熱中症対策用飲料水、卒業生用花束購入経費
消耗品費	200,000	1,950	198,050	PTA活動用消耗品(プリンター・インク)購入費
進路指導費	50,000	0	50,000	(支出無し)
PR活動援助費	250,000	246,356	3,644	HPT・MPT等年間更新料、農芸祭PTA用駐車場警備員配置費等
報償費	100,000	0	100,000	(支出無し)
積立金	200,000	200,000	0	周年記念事業積立金
生徒活動支援金	650,000	254,985	395,015	図書購入経費・産業教育フェア参加経費等
繰出金	200,000	200,000	0	教育振興基金積立金
予備費	869,849	32,400	837,449	PTA親睦会への助成金
合計	4,739,849	2,336,809	2,403,040	

【収支の部】

収入決算額	支出決算額	差引残額	摘要
4,871,319	2,336,809	2,534,510	残額は次年度へ繰越

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA会長 志摩 実穂

大阪府立農芸高等学校PTA会計 貫野 雅美

大阪府立農芸高等学校PTA会計 亀井 輝幸

監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA監査 田重田 佳代

大阪府立農芸高等学校PTA監査 金 絵美



令和5年度 大阪府立農芸高等学校PTAバザー 決算書

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	215,849	215,849	0	
売上金	160,000	219,300	59,300	農芸祭バザー売上
雑収入	151	1	▲150	預金利息
合計	376,000	435,150	59,150	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	残金	摘要
バザー経費	200,000	133,134	66,866	バザー材料等購入費
補助金	50,000	0	50,000	[支出無し]
学校運営支援費	120,000	15,958	104,042	茶話会経費
予備費	6,000	110	5,890	預入手数料
合計	376,000	149,202	226,798	

【収支の部】

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	差引残額	摘要
435,150	149,202	285,948	残額は次年度へ繰越し

上記のとおり決算報告をいたします。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA会長 志摩 実穂

大阪府立農芸高等学校PTA会計 貫野 雅美



監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA監査 田重田 佳代

大阪府立農芸高等学校PTA監査 金 絵美



令和5年度 大阪府立農芸高等学校教育振興基金会計 決算書

No.162688

(単位:円)

【収入の部】

科目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	1,379,406	1,379,406	0	
繰入金	200,000	200,000	0	PTA会計より
売上金	1,000,000	617,500	▲ 382,500	農芸ポークカレー等の売上金
償還金	300,000	50,000	▲ 250,000	高校生カフェ運営資金貸付金償還金
雑収入	1,000	30,000	29,000	関西国際空港門松等(植栽)設置金
合計	2,880,406	2,276,906	▲ 603,500	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	残額	摘要
教育環境整備費	800,000	0	800,000	
生徒支援活動費	1,000,000	183,380	816,620	農芸ポーク・カレー、カレーうどんの素製造費用等
部活動等振興費	300,000	0	300,000	
貸付金	300,000	90,000	210,000	高校生カフェ運営貸付金等
その他活動支援費	300,000	29,991	270,009	学校説明会、学校PR用サテンシール 高校生ベーカーリー運営経費等
予備費	180,406	0		
合計	2,880,406	303,371	2,577,035	

【収支の部】

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	差引残額	摘要
2,276,906	303,371	1,973,535	残額は次年度へ繰越

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA会長 志摩 実穂

大阪府立農芸高等学校PTA会計 貫野 雅美

大阪府立農芸高等学校PTA会計 亀井 輝幸

監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

令和6年4月26日 大阪府立農芸高等学校PTA監査 田重田 佳代

大阪府立農芸高等学校PTA監査 金 絵美



令和5年度 大阪府立農芸高等学校(周年記念事業積立金)会計 決算書

No.174473

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増	減	摘要
前年度繰越金	1,900,000	1,900,000	0	0	前年度会計より
積立金	200,000	200,000	0	0	令和5年度積立分(PTA会計より)
寄付金	0	0	0	0	
雑収入	0	0	0	0	
合計	2,100,000	2,100,000	0	0	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	残額	摘要
実行委員会経費	2,100,000	0	2,100,000	実行委員会の支出実績なし
予備費	0	0	0	
合計	2,100,000	0	2,100,000	

【収支の部】

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	差引残額	摘要
2,100,000	0	2,100,000	残額は次年度に繰越し

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA会長 志摩 実穂
 大阪府立農芸高等学校PTA会計 貫野 雅美
 大阪府立農芸高等学校PTA会計 亀井 輝幸

監査の結果、適正に執行されていることを認めます。

令和6年4月26日

大阪府立農芸高等学校PTA監査 田重田 佳代
 大阪府立農芸高等学校PTA監査 金 絵美

3号議案 令和6年度役員選出(案)

会長	阪口 晶子	122
副会長	家人 有美	3P2
副会長	田仲 彩	3Z2
副会長	志摩 美穂	221
書記	森田 由美	尚暉
書記	今村 薫	壮吾
会計	大塚 美代子	友恵
会計監査	山田 由希子	瑛太
会計監査	石井 明日香	貞殺入
		222

役員(9名)

千葉 一美
仲間 一美
門畑 沙織
前奥 真美子
柿坪 友紀

顧問(5名)

三宅 昌義
亀井 輝幸
足羽 利彩
山下 栄治

教員(4名)

書記
事務長・会計

大塚 幸代	飛美	2A
廣津 かおり	奇星	2A
森田 典子	愛弓	2A
上拾石 のぞみ	直翔	2P1
谷田 香奈	円	2P1
矢郷 かおり	結月	2P1
山中 陽子	隆鳳	2P1
神山 厚	亜里紗	2P2
北出 美穂	剣心	2P2
甲斐 智子	柚花	2Z1
中野 智子	彩音	2Z1
南山 陽子	陽月	2Z1
瀧井 明子	結愛	2Z2
玉尾 要子	恭子	2Z2
藤澤 喜代美	芹佳	2Z2
藤原 佳苗	心美	2Z2

2年(16人)

小谷 尚子	空煌	3A
玉城 理絵	李	3A
古荘 美江	心暖	3A
花岡 一美	稜	3P2
井上 沙弥香	輝来	3P1
岡本 浩美	侑己	3P1
山下 加奈子	莉央奈	3P1
金 総美	康翔輝	3P2
木谷 美代香	凜花	3Z1
原口 麻樹	楓梨	3Z1
湯川 正子	こもも	3Z1

3年(11名) 学級委員

浅野 紀美子	伊織	1A
植木 まどか	乙花	1A
佐藤 茜	信尊	1A
華房 さと子	瑠里	1A
濱口 明子	遥斗	1A
三山 純代	萌々菜	1A
山田 雅	侑平	1A
大堀 真希子	愛土	1P1
日下部 美智子	帆香	1P1
楠目 栞	夏乃	1P1
近重 小百合	由希菜	1P1
友田 美穂	空音	1P1
山口 陽子	真桜	1P1
池田 ひとみ	珠輝	1P2
辻田 未来	心愛	1P2
福本 正敦	早紀	1P2
松島 こず恵	伶奈	1P2
井中敦 香織	美桜	1Z1
宇山 由美	紗弥	1Z1
西 もえみ	蓮人	1Z1
李 忍	田中 杏	1Z2
扇 絵理加	絵子	1Z2
高橋 春美	翼	1Z2
西田 愛弓	鑽志	1Z2
山本 如	緋那	1Z2

1年(25名)

月	日	役員会・委員会	広報委員会	日	研修委員会	日	農芸祭委員会	
5	9	第1回会議 各種委員会組分け	9	作業予定決定 前期内容考案	9	各科の研修内容考案	9	権し内容考案
6	6	第2回会議			6	社会見学内容考案		
7	11	第3回会議	11	前期画像原稿決定				
9	12	第4回会議	12	後期内容考案		社会見学の案内		
	26	体育祭前日差入れ						
10	10	第5回会議	10	前期最終チェック	P科研修	10	詳細決定	
11	7	第6回会議					7	最終打合せ
	9	農芸祭準備					9	準備
	10	農芸祭					10	農芸祭
12	12	第7回会議	12	後期画像原稿決定	A科研修			
		社会見学						
1	9	第8回会議	9	後期最終チェック				
2	13	第9回会議 (役員会のみ)			Z科研修			

令和6年度大阪府立農芸高等学校(PTA会計) 予算書 (案)

No.162585

(単位:円)

【収入の部】

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	2,534,510	2,137,349	397,161	(活動停止等による繰越額の増)
会費	2,624,000	2,502,000	122,000	生徒 578名 × 4,000円 = 2,312,000円 職員 78名 × 4,000円 = 312,000円
繰入金	0	0	0	全国大会参加費等繰入金
負担金	100,000	100,000	0	PTA社会見学、PTA研修会等参加者負担金
雑収入	500	500	0	利息等
振込手数料	0	0	0	
合計	5,259,010	4,739,849	519,161	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
分担金	150,000	150,000	0	大阪府立高等学校PTA協議会費等
負担金	550,000	550,000	0	PTA協議会費、入院員舞金負担金、全国P連賠償責任補償制度掛金
旅費	300,000	300,000	0	PTA役員等出張実費弁償費等
事務通信費	250,000	250,000	0	ネットバンク利用手数料、振込手数料
慶弔費	100,000	100,000	0	香料・供花料等
会議費	20,000	20,000	0	役員会・実行委員会等茶菓代等
研修費	250,000	250,000	0	PTA社会見学会・PTA講習会経費
印刷費	300,000	300,000	0	PTA新聞(87・88号)発行代、各種資料印刷代等
運営費	200,000	200,000	0	農芸祭等PTA活動運営経費
厚生費	100,000	100,000	0	卒業式贈呈用花代等
消耗品費	200,000	200,000	0	教育環境向上物品、事務用品等購入費
進路指導費	50,000	50,000	0	進路支援関連経費
PR活動援助費	250,000	250,000	0	HPDメイン年間更新・サーバー年間契約経費等
報償費	100,000	100,000	0	各分野における講演等への謝礼
積立金	200,000	200,000	0	周年記念事業への積立金
生徒活動支援金	650,000	650,000	0	農芸クラブ全国大会出場生徒支援 生徒プロジェクト活動支援等
繰出金	200,000	200,000	0	教育振興基金への繰出金
予備費	1,389,010	869,849	519,161	
合計	5,259,010	4,739,849	519,161	

令和6年度 大阪府立農芸高等学校PTAバザー 予算書 (案)

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	285,948	215,849	70,099	繰越金額の減
売 上 金	160,000	160,000	0	農芸バザー売上
雑 収 入	52	151	▲ 99	寄附金、利息等
合 計	446,000	376,000	70,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
バザー経費	200,000	200,000	0	バザー材料購入費
補助金	50,000	50,000	0	事業参加費の補助
学校運営支援費	120,000	120,000	0	学校運営支援物品購入資金
予 備 費	76,000	6,000	70,000	
合 計	446,000	376,000	70,000	

令和6年度大阪府立農芸高等学校教育振興基金会計予算書(案)

No.162688

【収入の部】 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	1,973,535	1,379,406	594,129	
繰入金	200,000	200,000	0	PTA会計より
売上金	1,000,000	1,000,000	0	農芸ポークカレー売上金
償還金	300,000	300,000	0	高校生カフェ、高校生ベーカー運営売上金
雑収入	1,000	1,000	0	
合計	3,474,535	2,880,406	594,129	

【支出の部】 (単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
教育環境整備費	800,000	800,000	0	生徒活動用備品等購入費用等
生徒支援活動費	1,000,000	1,000,000	0	農芸ポークカレー製造費用等
部活動等振興費	300,000	300,000	0	部活動振興用消耗品等購入費用等
貸付金	300,000	300,000	0	高校生カフェ、高校生ベーカー活動資金貸付金
その他活動支援費	300,000	300,000	0	学校教育等活動支援物品等用資金
予備費	774,535	180,406	594,129	
合計	3,474,535	2,880,406	594,129	

令和6年度 大阪府立農芸高等学校(周年記念事業積立金)会計 予算書 (案)

No.174473

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	2,100,000	1,900,000	200,000	
積立金	200,000	200,000	0	次期周年記念事業に向けての積立継続(7年目)
寄付金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合 計	2,300,000	2,100,000	200,000	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
実行委員会経費	2,300,000	2,100,000	200,000	
予備費	0	0	0	
合 計	2,300,000	2,100,000	200,000	

※110周年記念事業向けの積立金のため、予算書上実行委員会経費を計上しているが、令和6年度における具体的な支出予定は無いことから全額「令和7年度」に繰越する予定。

改定案	現行
<p>大阪府立農芸高等学校PTA規約</p> <p>改正 令和6年5月18日</p> <p>大阪府立農芸高等学校PTA</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 経費</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 会費は、次の各号の規定に基づき負担するものとする。</p> <p>1 負担対象者は、第5条に定める会員とする。但し、教職員については、常勤で勤務する者に限る。</p> <p>2 会費は、会員一人あたり年額4,000円とする。</p> <p>3 本条に基づき納入した会費は、原則として返金しないものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p>改正 令和6年5月18日</p> <p>この規定は、令和6年度会計分から適用する。</p>	<p>大阪府立農芸高等学校PTA規約</p> <p>改正 令和6年5月18日</p> <p>大阪府立農芸高等学校PTA</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 経費</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 会費は、年額生徒より4000円教職員2000円とし、納入することを原則とする。</p> <p>第8条 略</p>

<p>第5章 役員</p> <p>第9条 本会の本部役員(以下、役員という)は、次のとおりとする。</p> <p>3. 書記 3名(保護者2名、教職員1名)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 役員および委員の任期は1ケ年とし、承認の日より次年度の年度始め総会までとする。補欠により選出された役員及び委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、<u>役員が再任は妨げない。</u></p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>削除</p> <p>削除 (以下、条ずれは省略)</p> <p>第6章 委員の選出 略</p> <p>第7章 総会</p>	<p>第5章 役員</p> <p>第9条 本会の本部役員(以下、役員という)は、次のとおりとする。</p> <p>3. 書記 3名(保護者1名、教職員2名)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 役員は、年度末総会で選任の報告を行い承認の決議を得る。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>第14条 候補者を委員会および文書での年度末総会で報告する。</p> <p>第15条 役員は、年度末総会で選任の報告を行い承認の決議を得る。</p> <p>第7章 委員の選出 略</p> <p>第8章 総会</p>
--	--

<p>第18条 総会は、年度始め総会（4から6月）・臨時総会とし、 本会の最高議決機関である。</p> <p>第19条 予測不能な非常事態が発生した場合、前条の総会は書 面総会の実施が可能とし、決議については、招集による 決議または書面（議決権行使書）決議（電磁的記録を含 む）によるものとする。</p> <p>第20条 次の事項について総会にはかり、承認を受ける（電磁 的記録を含む）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計監査を経た収支決算の承認。 2. 役員選任の承認。 3. 年度事業計画および年度予算の承認。 4. 規約改正、その他重要事項。 <p>第21条～第22条 略</p> <p>第23条 総会の日時・場所および議案は、総会の1週間前に全員 に通知する（電磁的記録を含む）。</p> <p>第8章 役員会 略</p> <p>第9章 学級委員会 略</p>	<p>第20条 総会は、年度始め総会（4から6月）・文書年度末総会 （3月）・臨時総会とし、本会の最高議決機関である。</p> <p>第21条 役員会ならびに学級委員会の承認を得た場合に限り、 前条の年度末総会および臨時総会を文書総会にて行う とができる。</p> <p>第22条 次の事項について総会にはかり、承認を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計監査を経た収支決算の承認。 2. 役員選任の承認。 3. 年度事業計画および年度予算の承認。 4. 規約改正、その他重要事項。 <p>第23条～第24条 略</p> <p>第25条 総会の日時・場所および議案は、総会の1週間前に全 員に通知する。</p> <p>第9章 役員会 略</p> <p>第10章 学級委員会 略</p>
--	--

<p>第10章 専門委員会 略</p> <p>第26条 本会には次の専門委員会を置く。</p> <p>1. 広報委員会(若干名) 広報誌の作成を行う。</p> <p><u>削除</u></p> <p>2. 研修委員会(若干名) 会員の文化教養を高める活動を行う。</p> <p>3. 農芸祭委員会(若干名) 農芸祭の運営を行う。</p> <p>第27条～第28条 略</p> <p>第11章 表彰および慶弔 略</p> <p>経過 施行 昭和61年5月 改正 令和3年5月1日 「顧問選任規定」の設定等 改正 令和6年5月18日 「会費の変更」等</p>	<p>第11章 専門委員会</p> <p>第28条 本会には次の専門委員会を置く。</p> <p>1. <u>前期</u>広報委員会(若干名) <u>前期</u>広報誌の作成を行う。</p> <p>2. <u>後期</u>広報委員会(若干名) <u>後期</u>広報誌の作成を行う。</p> <p>3. 研修委員会(若干名) 会員の文化教養を高める活動を行う。</p> <p>4. 農芸祭委員会(若干名) 農芸祭の運営を行う。</p> <p>第29条～第30条 略</p> <p>第12章 表彰および慶弔 略</p> <p>経過 施行 昭和61年5月 改正 令和3年5月1日 「顧問選任規定」の設定等</p>
---	--

【改正理由】

- 第 7 条 対象を常勤職員とし、保護者と教職員の格差を是正し、PTA 会計の安定化を図るため。
- 第 9 条 PTA 活動における保護者の積極的な関与の醸成を図るため。(実態に合わせた改正)
- 第 11 条 当該年度の PTA 会長は、年度始め総会で承認され、同日会長より委員を委嘱する。(実態に合わせた改正)
- 旧第 14 条・第 15 条 実態に合わせて、削除。(実態に合わせた改正)
- 第 18 条 文書年度末総会 (3 月) は近年開催されていないため。(実態に合わせた改正)
- 第 19 条 感染症の拡大 (インフルエンザや新型コロナウイルスなど) や自然災害など、予測不能な非常事態に備えて、PTA の運営を滞りなく決定していくため。
- 第 20 条 ウェブサイトやメールでの投票行為も書面決議の対象に含めることを明確にするため。
- 第 23 条 総会の開催案内をメールや各種アプリ等を活用し、会員に通知することを可とするため。
- 第 26 条 広報委員会は前期・後期に分かれていないため。(実態に合わせた改正)

大阪府立農芸高等学校 PTA 慶弔規定改正（案）

大阪府立農芸高等学校 PTA
改正 平成 29 年 5 月 20 日

1 会員及び生徒の弔事

柩 1 対又は供花 1 基、及び香料（¥10,000）を供える。

2 教職員の弔事

柩 1 対又は供花 1 基、及び香料（¥10,000）を供える。

~~3 教職員の家族の弔事~~

~~同居する父母（傍系を含む）、子供、配偶者にあつては、柩 1 対~~

~~又は供花 1 基、及び香料（¥5,000）を供える。~~

経過

改正 昭和 55 年 4 月

改正 平成 25 年 5 月 18 日 1 会員及び生徒の弔事

¥5,000 から ¥10,000 に増額

改正 平成 29 年 5 月 20 日

この規定は、平成 29 年 5 月 21 日から施行する。

改正 令和 6 年 5 月 18 日

この規定は、令和 6 年 5 月 18 日から施行する。

大阪府立農芸高等学校 PTA 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、大阪府立農芸高等学校 PTA（以下、本会という）と称する。

第 2 条 本会は、事務所を大阪府立農芸高等学校（以下、学校という）内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、家庭と学校および地域社会が敬愛と協力のもとに、生徒の健全なる育成と幸福な成長をはかると共に会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学校・家庭を中心に、地域社会の生活環境および教育的環境の改善に務める。
2. 会員相互の連帯感と資質の向上に努める。
3. その他、必要と認められた教育的事業の推進に努める。

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 学校に在籍する生徒の保護者。
2. 学校に勤務する教職員。

第 4 章 経費

第 6 条 本会の経費は、会費・事業収入および自発的寄付をもって支弁する。

第 7 条 会費は、次の各号の規定に基づき負担するものとする。

- 1 負担対象者は、第 5 条に定める会員とする。但し、教職員については、常勤で勤務する者に限る。
- 2 会費は、会員一人あたり年額 4,000 円とする。
- 3 本条に基づき納入した会費は、原則として返金しないものとする。

第 8 条 会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 5 章 役員

第 9 条 本会の本部役員（以下、役員という）は、次のとおりとする。

1. 会長 1 名
2. 副会長 3 名
3. 書記 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）
4. 会計 2 名（保護者 1 名、教職員 1 名）
5. 会計監査 2 名

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表する。また会を統括し、総会・役員会・学級委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
3. 書記は各種集会を通知し、総会・役員会・学級委員会の議事その他全般の活動状況を記録し、保管する。
4. 会計は年間予算の執行を管理し、中間決算・年度末決算の会計全般を処理する。また、会計帳簿を整理・保管し、会計監査をうけて会員に報告する。
5. 会計監査は、随時本会の経理を監査する。また、総会において監査結果を報告する。

第11条 役員および委員の任期は1ケ年とし、承認の日より次年度の年度始め総会までとする。補欠により選出された役員及び委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、役員の再任は妨げない。

第12条 第9条（1から5号）に示す役員を選出するため、指名委員会を設置し、役員を選出にあたる。

第13条 指名委員会は、役員を第5条1号の中から選出する。但し、書記・会計の内、教職員担当は学校長が選出する。尚、必要事項については、委員会にて定める。

第6章 委員の選出

第14条 学級委員（以下、委員という）は、各専門委員会に所属し、PTA活動を推進すると共に学級委員会に出席する。

第15条 委員の選出は、12月中に立候補を募り、定数に満たない場合は、新2・3年保護者より選出する。新1年保護者からは、入学式時に立候補にて決める。但し、選出の際本人の同意を必要とする。

第16条 専門委員会の委員長・副委員長および委員は、会長が委嘱する。

第17条 役員および委員に欠員が生じた場合には、役員会にはかり、審議し決定する。

第7章 総会

第18条 総会は、年度始め総会（4から6月）・臨時総会とし、本会の最高議決機関である。

第19条 予測不能な非常事態が発生した場合、前条の総会は書面総会の実施が可能とし、決議については、招集による決議または書面（議決権行使書）決議（電磁的記録を含む）によるものとする。

第20条 次の事項について総会にはかり、承認を受ける（電磁的記録を含む）。

1. 会計監査を経た収支決算の承認。
2. 役員選任の承認。
3. 年度事業計画および年度予算の承認。

4. 規約改正、その他重要事項。

第21条 総会の定足数は、会員総数の3分の1（委任状を含む）以上とし、決議は出席者の過半数をもってこれを決する。

第22条 役員会・学級委員会または会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を開催する。

第23条 総会の日時・場所および議案は、総会の1週間前に全員に通知する（電磁的記録を含む）。

第8章 役員会

第24条 役員会は役員および学校長によって構成され、必要に応じて会長が招集・開催する。

1. 行事等の活動や企画運営について協議する。

2. 各専門委員会の活動企画を調整する。

3. 総会・学級委員会等の運営を担当する。

第9章 学級委員会

第25条 学級委員会は、役員および学校長ならびに各委員のメンバーで構成する。尚、必要に応じて他に出席を求めることができる。

第10章 専門委員会

第26条 本会には次の専門委員会を置く。

1. 広報委員会（若干名） 広報誌の作成を行う。

2. 研修委員会（若干名） 会員の文化教養を高める活動を行う。

3. 農芸祭委員会（若干名） 農芸祭の運営を行う。

第27条 各委員会は、原則として活動計画について委員会に報告する。

第28条 専門委員会の設置・改廃は、委員会にはかり総会で承認を得る。

第11章 表彰および慶弔

第29条 表彰は、本会のために特に功勞のために特に功勞のあった会員および生徒の善行などに対して表彰する。

第30条 慶弔は、別に定めた規定による。特別な場合は、審議する。

付則

第31条 規約改正の場合は、総会において出席者の3分の2（委任状を含む）以上の賛成を必要とする。

第32条 PTA 行事活動における災害については、その都度保険加入などで会員の安全対策を講ずる。

第33条 この規約に定めのない事項または必要な事項は、別に定める。

改訂

昭和61年5月、昭和62年5月、平成4年5月、平成7年5月、平成12年5月、平成30年5月、令和3年5月、令和6年5月

顧問選任規程

第1条 大阪府立農芸高等学校 PTA の運営上必要と認められた場合、PTA 顧問を若干名選任することができる。

第2条 顧問は、会長および役員を選任より役員会において承認された者があたる。

第3条 顧問は、原則役員経験者とし、会員・本会卒業者の中から選出する。

第4条 顧問の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。

第5条 顧問は、必要に応じて役員会・学級委員会に出席し助言することができる。ただし議決権を行使することができない。

付則

1. この規程は、令和3年5月1日より施行する。

1. この規程は、令和6年5月18日より施行する。